

乗鞍岳火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会 委員長コメント

乗鞍岳火山噴火緊急減災対策砂防計画（以下、本計画）は、「火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン」（平成19年4月 国土交通省砂防部）に基づいて、乗鞍岳に関わる行政機関から構成される「乗鞍岳火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会」を平成30年1月に設立し、計4回にわたる委員会での検討を経て作成したものである。

乗鞍岳は、長野県と岐阜県の県境に位置する活火山で、今から約128万年前に火山活動が発生してから、過去1万年間に少なくとも計12回噴火があったことが明らかになっている。

乗鞍岳における火山活動の監視・観測体制としては、気象庁、国土地理院、防災科学技術研究所、名古屋大学等により常時火山活動を監視しているところである。また火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を目的として、2015年（平成27年）3月に「乗鞍岳火山防災協議会」が設置され、2017年（平成29年）3月には「乗鞍岳火山ハザードマップ」が、2019年（平成31年）2月には火山噴火時における避難計画として「乗鞍岳火山防災避難計画」が策定され、同年3月には気象庁より「噴火警戒レベル」の運用が開始されるなど、各機関の防災部局等が連携・協力することにより、火山噴火時における円滑な避難体制等の構築が図られているところである。

一方で本計画は、火山噴火に伴う土石流や融雪型火山泥流等の土砂災害による被害をできる限り軽減（減災）することを目的として、乗鞍岳火山防災協議会と連携を図りながら、対策方針等についてとりまとめたものである。万が一、火山噴火に起因した土砂災害の発生が想定される時には、各機関が連携して火山活動の推移に応じた効果的な対策をおこない、被害を最小限にする取り組みが求められる。しかしながら、減災対策としての対応には、多くの時間と費用がかかること、火山噴火は想定と異なる現象が起こりえることなどから、緊急的かつ効果的に対策を行うには、日頃より各機関が連携して減災に取り組むことが大切であると考えます。

そこで本計画は、火山噴火緊急減災対策を円滑に進めるための方針等を整理し、緊急的に実施するべきハード対策及びソフト対策の基本的な考え方を示すとともに、各機関が行うべき役割などを明確にし、いざというときに減災対応が円滑に図られるようとりまとめた。

火山災害は、いつ、どこで、どのような規模で起こるのかを想定するのが極めて難しい現象である。そのため国・長野県・岐阜県の砂防部局が中心となり、火山噴火に伴い発生する土砂災害に対し、本計画に基づく対応方針を迅速かつ効果的に実施できるよう、平常時からの準備を確実に実行し、被害の最小化にむけて万全の対応が図られるよう取り組むことを期待する。

令和2年3月26日

乗鞍岳火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会 委員長

平松晋也